

5千保障福第787号

令和5年7月20日

市内障害児入所施設 管理者様
市内障害児通所支援事業所 管理者様

千葉県保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課長

障害児通所支援事業所等における安全計画の策定について（依頼）

本市の障害福祉行政の推進については、日頃より多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」の施行により、障害児入所施設、障害児通所支援事業所等については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（以下、「安全計画」という。）を各事業所において策定することとされました。

つきましては、別添の事務連絡を参照の上、各事業所において経過措置期間中に安全計画を策定するなど、適正な運用を図っていただくようお願いいたします。

記

1. 義務付けの内容

- ・安全計画の策定
- ・従業者に対する周知及び研修・訓練の実施
- ・保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知
- ・定期的な安全計画の見直し・変更

2. 施行日

令和5年4月1日

3. 経過措置期間

施行日から令和6年3月31日まで

4. その他

策定した安全計画について千葉県への提出は求めませんが、令和6年度以降に実施する実地指導において確認する予定です。

【担当】

千葉県役所障害福祉サービス課 指導班

TEL:043-245-5227

Mail : shogai Fukushi.HWS@city.chiba.lg.jp